

裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成20年1月15日付けで提起された生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護申請却下処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

南魚沼市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成19年12月26日付け南魚福事第152号により行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）を取り消す。

不 服 の 要 旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が請求人に対して平成19年12月26日付けで行った本件処分について、その取消しを求めるというものであり、その理由の要旨は次のとおりである。

- (1) 処分庁が却下理由としている病状から就労が可能としていることについては、請求人は保護申請時においては就労しておらず他に収入が無く、これを理由とした本件処分は不当である。
- (2) 処分庁が却下理由としている入院給付金が収入として認められるかについては、入院の際の医療費、アパートへ入居するための敷金、生活用品購入費等親類縁者への立て替え等の精算を行ったため保護申請時においては残額はわずかであり、これを理由とした本件処分は不当である。

裁 決 の 理 由

1 処分庁の弁明

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるものであり、その理由は次のとおりである。

- (1) 保護申請後、主治医の医療要否意見書によれば糖尿病、統合失調症及び特定不能の精神病性障害について軽労働が可能な状況であった。求職中は、医療給付金及び解約給付金を活用すべきと判断した。
- (2) 生活費の立て替えを行った者は請求人の姉であり、局長通知第4の1の(1)のア（※平成20年4月1日以降は、局長通知第5の1の(1)のア）により、絶対的扶養義務者とされている。医療給付金及び解約給付金の入金後、請求人に一括返済を求めず、請求人の就職後の収入から分割して返済をさせる等の考慮ができたはずであり、保

護よりも扶養義務の履行が先になされるべきであると判断した。

## 2 請求人の反論

処分庁の弁明に対する請求人の反論の要旨は次のとおりである。

- (1) 請求人は、保護申請時において就労していない事実があり、また、求職活動を行えた事実はなく、医療要否意見書における「軽就労が可能な状況である」という意見をもって就労が可能であるとして保護申請を却下することは不当である。
- (2) 請求人と姉は兄弟であり、絶対的扶養義務関係にあるが、姉が請求人を扶養していないことをもって、保護申請を却下することは不当である。

## 3 当事者間の争点

審査請求書、弁明書及び反論書から本件審査請求の争点を要約すると、次のとおりである。

- (1) 医師から軽就労可能であると診断された者が保護申請時に就労していないことは、保護の要件を欠いているか。
- (2) 扶養義務者からの扶養がなされないことは、保護の要件を欠いているか。

## 4 認定事実

当庁が認定した事実は、次のとおりである。

- (1) 平成19年12月10日、請求人は生活保護の申請を行い、同日付で受理されたこと。
- (2) 同日の請求人の預金通帳の残額が、19,899円であったこと。
- (3) 平成19年12月12日付けで■■■■病院主治医及び同年同月13日付けで■■■■病院主治医から医療要否意見書の記入がなされたこと（双方の医師から「軽就労可」との意見）。
- (4) 平成19年12月26日、処分庁は保護申請を却下する決定を行ったこと。

## 5 審査庁の判断

- (1) 医師から軽就労可能であると診断された者が保護申請時に就労していないことは、保護の要件を欠いているか。

法第4条第1項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用しうる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とされているが、請求人は、申請時点で現に就労しておらず他に収入も無く、加えて手持金（預貯金）も法に定める最低生活費を下回っていることから、就労していないことをもって直ちに保護の要件を欠くものとはいえず、そのことを理由として却下したことは不当といわざるをえない。

- (2) 扶養義務者からの扶養がなされないことは、保護の要件を欠いているか。

法第4条第2項によれば、「民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による扶助に優先して行われるものとする。」とされているが、この規定は、「旧法は、これを保護を受ける資格に

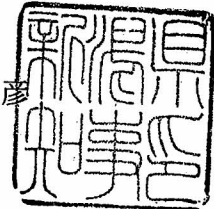
関連させて規定したが、新法においては、これを避け、単に民法上の扶養が生活保護に優先して行われるべきだという建前を規定するに止めた。」(小山進次郎著「改訂増補 生活保護法の解釈と運用」P 119)と解釈されており、法第4条第1項と異なり保護の要件ではない。よって、申請時点で扶養義務者からの援助がない(又は扶養義務者からの援助が先になされるべきである)ということをもって保護の要件を欠くものとはいえず、そのことを理由として却下したことは不当といわざるをえない。

## 6 結論

以上のとおり本件処分の却下理由はいずれも不当であると認められることから、本件処分は取り消しを免れず、行政不服審査法第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成20年5月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦



### (付記)

- 1 この裁決について不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決について不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(裁決についての再審査請求を行った場合は、当該再審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内)に、新潟県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となります。)として新潟地方裁判所にこの裁決についての取消しの訴えを提起することができます。